

老人福祉法の事業開始届（設置届，設置認可）・変更届について

○老人居宅生活支援事業の開始届等

注：法＝老人福祉法。事業開始時老人福祉法の届出区分により変更届を行うこと。

| 事業種別 【法第5条の2】 | 介護保険サービス種別 | 開始届[様式第20号] 【法第14条】 | 変更届[様式第21号] 【法第14条の2】 | 廃止・休止届 [様式第22号] 【法第14条の3】 |
|--------------------------|---|--|--------------------------------|--|
| 老人居宅介護 等事業 | 訪問介護 夜間対応型訪問介護 定期巡回・随時対応型 訪問介護看護 第1号訪問事業 【法第5条の2第2項】 | 【届出時期】 あらかじめ市長に届出 | 【届出時期】 変更の日から1月以内 に市長に届出 | 【届出時期】 廃止又は休止の 日の1月前までに 市長に届出 |
| 老人デイサービ ス事業 | 通所介護 地域密着型通所介護 (介護予防)認知症対応 型通所介護 第1号通所事業 【法第5条の2第3項】 | <div style="border: 2px solid black; border-radius: 20px; padding: 10px;"> <p>【届出事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> ①事業の種類，内容 ②経営者の氏名及び住所（法人であるときは，その名称及び主たる事務所の所在地） ③登記事項証明書又は条例 ④職員の定数，職務の内容 ⑤主な職員の氏名 ⑥事業を行おうとする区域 ⑦施設，事業所等の名称，種類（小規模多機能，グループホームを除く。），所在地，入所（登録，入居）定員（デイを除く。) ⑧事業開始の予定年月日 </div> | | |
| 老人短期入所 事業 | (介護予防)短期入所生 活介護 【法第5条の2第4項】 | | | |
| 小規模多機能 型居宅介護事 業 | (介護予防)小規模多機 能型居宅介護 【法第5条の2第5項】 | | | |
| 認知症対応型 老人共同生活 援助事業 | (介護予防)認知症対応 型共同生活介護 【法第5条の2第6項】 | | | |
| 複合型サービス 福祉事業 | 複合型サービス 【法第5条の2第7項】 | | | |

○老人福祉施設<国，都道府県以外の場合>（老人デイサービスセンター等）の設置届出等

注：この届を提出している場合は，上記事業開始届は不要。事業開始時老人福祉法の届出区分により変更届を行うこと。

| 事業種別 | 介護保険サービス種別 | 設置届[様式第23号] 【法第15条第2項】 | 変更届[様式第24号] 【法第15条の2第1項】 | 廃止・休止届 [様式第25号] 【法第16条1項】 |
|-----------------------------------|---|---|--------------------------------|--|
| 老人デイサービ スセンター 【法第5条の3】 | 通所介護 地域密着型通所介護 (介護予防)認知症対応 型通所介護 第1号通所事業 【法第20条の2の2】 | 【届出時期】 あらかじめ市長に届出 | 【届出時期】 変更の日から1月以内 に市長に届出 | 【届出時期】 廃止又は休止の 日の1月前までに 市長に届出 |
| 老人短期入所 施設 【法第5条の3】 | (介護予防)短期入所生 活介護 【法第20条の3】 | <div style="border: 2px solid black; border-radius: 20px; padding: 10px;"> <p>【届出事項・添付書類】</p> <ol style="list-style-type: none"> ①施設の名称，種類及び所在地 ②建物の規模及び構造並びに設備の概要 ③職員の定数及び職務の内容 ④施設の長の氏名 ⑤事業を行おうとする区域 ⑥（老人短期入所施設にあっては）その入所定員 ⑦事業開始の予定年月日 ⑧（市町村以外の場合）登記事項証明書 </div> | | |
| 老人介護支援 センター 【法第20条の7 の2】 | | | | |

○老人福祉施設<社会福祉法人の場合>（養護老人ホーム、特別養護老人ホーム）の認可申請等

注：法＝老人福祉法。

| 事業種別 【法第5条の3】 | 介護保険サービス種別 | 設置認可申請 [様式第26号] 【法第15条第4項】 | 変更認可申請 [様式第28号] 【法第16条第3項】 | 変更届 [様式第29号] 【法第15条 の2第2項】 | 廃止(休止) 認可申請 [様式第30号] 【法第16条第3 項】 |
|------------------|--|--|-------------------------------------|-------------------------------------|--|
| 養護老人ホーム | ・(介護予防)特定施設 入居者生活介護 【法第20条の4】 | 【設置認可】 市長の認可を受けて施設を設置可能 | 【入所定員の減少の時期又は定員の増加】 市長の認可が必要 | 【届出時期】 あらかじめ市長に届出 | 【廃止・休止】 市長の認可が必要 |
| 特別養護老人ホーム | ・地域密着型介護老人福祉施設 ・介護老人福祉施設 【法第20条の5】 | 【事業開始届】 (様式第27号) 認可後に事業を開始した場合は速やかに市長に届出 | | | |

《 設置認可申請 》

【記載事項・添付書類】

- ①施設の名称、種類及び所在地
- ②建物の規模及び構造並びに設備の概要
- ③（養護老人ホームの場合）
 - ・施設の運営方針
 - ・入所定員
 - ・職員の定数、職務の内容
- ④（特別養護老人ホームの場合）
 - ・運営規程
 - ・苦情処理の措置の概要
 - ・職員の勤務の体制及び勤務形態
 - ・協力病院の名称及び契約内容
- ⑤施設長その他主な職員の氏名及び経歴
- ⑥事業開始の予定年月日
- ⑦（市町村以外の場合）登記事項証明書

【届出事項】

- ①施設の名称及び所在地
- ②建物の規模及び構造並びに設備の概要
- ③施設の運営方針

※ 軽費老人ホーム及び老人福祉センターの設置及び変更については、社会福祉法で定める手続きによる。